

平成21年度予算編成方針

石 狩 市
平成20年10月

本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

(経済情勢と国の動向)

日本経済は、息の長い景気回復を続けてきたが、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融危機が実体経済にも影響を与え、企業業績の悪化などによる景気後退も長期化の様相を呈している。また、原油価格や食料価格の高騰を始め、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題は、国民生活にも深刻な影響を及ぼしている。

本年6月の「経済財政改革の基本方針2008」では、2011(H23)年度の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するため、累次の基本方針を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることとし、これを受け、総務省の平成21年度概算要求においては、歳出抑制を基調として地方交付税をマイナス3.9%とするなど、非常に厳しい内容が示されている。その後、日本経済の持続的な発展に向け経済対策優先に軌道修正されるなど、我が国の経済情勢の先行きとともに、翌年度の地方財政対策の行方はますます混沌としている。

(本市の財政環境と今後の見通し)

本市においては、直面する財政危機を乗り越えるため、平成18年度に「財政再建計画」を策定し、本計画の根幹となる「事務事業の見直し」を基調とした、かつてないほどの「歳出改革」に取り組み、平成20年度予算は、平成16年度の交付税ショック以来続けてきた、基金からの借入れを見込まずに編成し得たこと、さらには、計画初年度となる平成19年度決算において、一時的な歳入環境のプラス要素も相まって、当初見込んだ4億円の基金借入れを全額回避し、実質的な黒字決算へと転換が図られたことは、これまで断行してきた行財政改革の成果として、着実に財政再建の道程を歩んでいるものである。

しかし、本市における財政見通しは、国の歳出・歳入一体改革をはじめ、先々の見通しが不透明な中、平成21年度は固定資産税の評価替等による市税収入の減少に加え、地方交付税の縮減が示されるなど、歳入環境が厳しく制約される一方、急速な少子高齢化に伴い増え続ける社会保障関係費をはじめ、本市にとって大きな財政課題である国保会計や土地開発公社の健全化への財政出動など、依然として厳しい財政環境におかれている。

一方、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)に基づき、平成19年度決算により算出した健全化判断比率(赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標。以下「4指標」という。)は、何れも早期健全化基準を下回ったものの、実質公債費比率は新たに控除財源として都市計画税の算入により低下したもので、高水準にある公債費負担の改善が図られたものではなく、連結実質赤字も水道事業会計における内部留保資金により回避されたものである。

この度の4指標の算定結果は、最悪のシナリオを回避するハードルをクリアした

に過ぎない。加えて、今なお高水準にある経常収支比率は、財政構造の硬直化を顕著に表わしており、弾力性ある財政構造への質的転換が強く迫られている。このように、本市の財政状況は一時の厳しさは脱したものの、今後の財政運営を楽観視することは決して許されないことであり、本市の「財政再建は道半ば」と言わざるを得ない。

平成21年度の予算編成は、こうした本市における厳しい環境の認識に立ち、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

予算編成の基本的な考え方

平成21年度の予算編成においては、財政再建計画に示したこれまでの歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き本計画の着実な実行を厳守する一方、地域経済が直面する景気後退局面の影響を最小限に止めるなど、本市が緊急かつ積極的に取り組むべき政策課題についても、機動性とスピード感をもって対策を講じることとし、限られた経営資源を戦略的・集中的に投入し、メリハリのある予算編成を行うこととする。

1 活力あふれる地域づくりの推進

本格的な地方分権時代の到来や人口増加の終焉、財政環境の悪化など、本市を取り巻く環境が大きく変化している中、これからの自治体経営は、「選択と集中」、「持続的・自立的な地域経営」、「協働」、「成果指向」などの視点に立って、“市民の安全・安心”や“地域の活性化”という基本的課題を再認識し、住みよい地域社会をつくり上げていくことが強く求められている。

こうした視点から、平成21年度は政策主導型の予算編成への本格的な転換を図るとともに、これまでの改革の成果を礎に、地域課題の解消に向けた活力あふれる地域づくりの推進に取り組むこととする。

とりわけ、第4期総合計画及びマニフェストと連動した施策の展開を基本とするとともに、『平成21年度重点施策に関する基本方針』（別添「参考資料」参照）に基づき取り組むものとする。

平成21年度重点施策

- (1) 安全・安心・健康のまちづくり、暮らしづくりの推進
- (2) 地域経済対策の推進
- (3) 環境に配慮した地域づくりの推進
- (4) 地域自治区の振興

2 行財政改革の取り組み

(1) 財政再建計画の着実な実行

財政再建計画の3年次となる平成21年度は、「事務事業の見直し」のフォローアップを踏まえ、引き続き本計画の着実な実行を基調とし、各種取り組み事業を確実に履行することはもとより、さらなる創意・工夫による改革の意識をもって予算編成に当たるとともに、その取り組みの成果を確実に予算に反映させることとする。

(2) 行政経営のさらなる改善

今日の地方分権時代にふさわしい、少数精鋭の行政経営を推進するため、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮しなければならないという観点から、複雑・多様化する行政需要に的確に対応するための更なる事務事業の整理・合理化、行政のスリム化とともに、市民の自発的・積極的な行政分野への参画も必要となっている。

予算の要求にあたっては、個々の事務事業の妥当性や有効性、目標の達成度合いなどあらためて事業評価を行い、抜本的な見直しが必要と判断される場合にあっては、既往の配分対象経費にあっても、廃止を含め、スクラップアンドビルドを基本とする事業の再構築に取り組むこととする。

(3) 連携・協働のさらなる推進

多様化、複雑化する地域課題の解決のためには、これまでの公益的なサービスはすべて行政が担うというシステムを見直すことが必要であり、行政、市民、企業の役割分担を見直し、迅速性、柔軟性、専門性など優れた特性を持つ市民活動団体や企業との協働により、市全体として公益的なサービスの拡充が図られるよう連携を進めること。

また、様々な主体が特性を発揮するシステムは市役所内部も同様であり、事務の効率化はもとより、サービスを拡充し事業効果を向上させることができないかなど「市役所内協働」も併せて進めることとする。

3 予算編成手法

予算編成の基本的な考え方を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、以下の手法により予算編成を行うものとする。

(1) 財政フレームとの整合

今般の「財政再建計画(第2次改訂案)」で示した「中期財政見通し(平成20年9月暫定値)」(8頁)を基調とした財政フレームに基づく予算調整を行うものとする。

(2) 財政健全化の推進

財政状況を的確に把握するとともに、持続可能な財政構造の構築に向けた取り組みを推進するため、健全化法に基づく4指標を念頭に置いた予算調整を行うものとする。

(3) 予算配分方式と各部局マネジメントの推進

各部局に対しては、引き続き政策事業等を除き一般財源ベースの予算配分を行い、各部長が責任を持って予算配分枠の範囲で調整を行うこと。ただし、この配分枠はあくまでも上限額という認識に立って、さらなる経費の削減が可能と判断される場合は、配分枠消化に傾倒することなく、予算要求の圧縮に努力すること。

また、限られた財源の効率的・効果的な活用を徹底し、枠配分の超過要求は原則認めないものとする。

なお、予算要求にあたっては、各部局において「予算要求方針」を作成し、成果重視の観点などから自主的な見直しを行うとともに、新たに厚田・浜益両区との事前協議が必要となる事業を予定する場合には、必ず予算要求前に各支所との調整を行うこと。

(4) 各支所の予算要求

各支所の予算要求は、前年度と同様に各部局において各支所担当課(各支所は区長を経由すること)からの要求を取りまとめ、調整を図ること。

なお、各支所においては、支所関係分について、主要事業一覧表などの任意様式により要求内容の取りまとめを併せて行うこと。

また、各支所が地域自治区における特色ある地域づくりの推進を図る「地域自治区振興事業」については、「地域づくり基金」を活用し実施することとし、部配分予算とは別枠で措置するものとする。

予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成20年度決算見込み、国の概算要求及び社会経済の動向等、あらゆる資料に基づき適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。特に多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限努力すること。

(1) 市税

市の基幹となる市税収入は、財源確保の面はもとより、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については「財政再建計画」の趣旨を踏まえて、さらなる向上に努力すること。

(2) 使用料、手数料及び諸収入

数量等について、十分調査の上的確に見積もることとし、利用者数が減少している施設については、各部局において施設管理者とともに、その原因を調査・分析の

上、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討すること。特に、平成22年度に使用料、手数料等の改定を予定している項目については、今年度策定する「使用料、手数料等改定方針」に沿って改定準備を進めること。

また、新たな自主財源の確保に向け、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用した広告事業を積極的に実施すること。

(3) 国及び道支出金

法令及び過去の実績等の勘案はもちろんのこと、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整の上的確に見積もること。

なお、平成21年度において、当該補助事業に係る地方負担額に変更が生じる場合などは、あらかじめ財政課と内容等について協議すること。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整の上見積もるとともに、「財政再建計画」に沿って、今後、市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保に努力すること。

(5) 繰入金

健全な財政体質への改善を図るため、収支不足を補てんする基金からの借入れは行わないものとする。一方、基金の有効活用を図る観点から、厚田・浜益地域づくり基金など基金運用益（果実運用型基金）を活用している事業については、必要に応じて基金元金を支消するなど活用を図るものとする。

(6) 市債

公債費の増嵩が今日の財政ひっ迫の要因の一つとなっている現状を鑑み、市債残高の減少を図り、将来世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、建設事業費の抑制による市債の発行抑制に努めること。

なお、市債対象事業としての適否、種類及び計上額等については、必ず財政課に確認の上見積もること。

(7) 繰越金

繰越金については、新年度における補正財源の確保を図るほか、基金等への積立又は既往借入金の償還に充てるなど、中期的な財政運営の健全化に資する目的に活用することとし、当初予算の編成段階においては見込まないものとする。

2 歳出について

歳出の予算要求にあたっては、「第4期総合計画」及び「平成21年度重点施策」のほか、監査指摘事項や議会審議等も踏まえ、“措置又は改善すべきもの”に適切に対応していくために、財政再建計画に掲げられた「事務事業の見直し」のフォローア

アップ項目など、“変えるべきもの”をしっかりと変えていくことを念頭に置き、事業の優先度や緊急度、費用対効果等を十分勘案した上で要求すること。

(1) 人件費

職員数は、「定員適正化計画」に基づき計上すること。また、嘱託職員等の報酬額は特に市長が認めた職種を除き、財政再建計画期間においては本則5%削減を継続すること。

(2) 管理的経費・一般事務経費

管理的経費及び一般事務経費は、事務事業の必要性、有効性を再検討し、既定経費の更なる削減に取り組むこと。

(3) 扶助費

扶助費については、あらためて国の基準を超えるサービスや市単独のサービスについて、その必要性・費用対効果などを検証し、事業費の縮減に努力すること。

(4) 補助金等

各種団体への奨励的な助成や事業への交付金については、財政再建計画の取り組みを基本とし、特に5万円未満の小額補助金等については、その必要性、有効性を再度検証し、当該補助事業の統廃合を進めること。

なお、補助金等予算の執行に当たって、恒常的に事業完了前の概算払を行うケースが多く見受けられるが、この概算払は、あくまでも補助事業等の遂行上、真に必要と認められる場合に限られるため、当該団体の自主・自立性の観点から、自己資金状況の確認や団体による一時借入などにより、実績払への移行の促進に努力すること。

(5) 特別会計等繰出金

各特別会計の予算編成にあたっては、本方針の趣旨を十分に踏まえ、独立採算の原則に則り、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化、健全化を図ること。また、企業会計（法非適用含む）にあっては、資金収支の状況など、健全化法による財政指標を念頭に置いた予算調整を行うこと。

なお、各特別会計においては、適切な歳入のもと安定した財政運営を行うため、保険料や使用料等の見直しなど、抜本的な経営改善に努め、原則赤字補てんへの繰出しは行わないものとする。ただし、国民健康保険事業に対しては、現下の同会計の厳しい運営状況に鑑み、当面の間は現行の赤字補てんを継続するものとする。

3 予算要求区分

(1) 配分外経費

部配分とは別枠で各部局が積上げの上要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

扶助費

特別会計繰出金等

一部事務組合負担金

政策的事業（「第4期総合計画」、「市長マニフェスト」及び「21年度重点施策」に係るハード・ソフト事業）

(2) 配分経費

各部局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外の全ての経費を対象とし、配分の考え方は「事務事業の見直し」のフォローアップ及び「中期財政見直し」に基づき配分する。

人件費（職員給与費含む）

公債費、債務負担行為支出予定額

その他経常経費

配分額は別途通知する。

4 予算見積書の作成

平成21年度予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。

5 予算編成日程

平成21年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、部配分予算に係る財政課ヒアリング及び政策事業に係るヒアリングの詳細な日程は別途通知する。

平成20年10月30日	平成21年度予算編成方針説明会
31日	部配分通知
11月21日	予算要求書提出期限（部配分外含む）
25日	部配分予算ヒアリング開始
12月1日	第1回市長ヒアリング（各部要求概要）
2日	〃
15日	政策予算ヒアリング開始
下旬	各支所市長ヒアリング（現地視察含む）
平成21年1月13日	第2回市長ヒアリング（政策予算査定）
14日	〃
26日	予算案内示
2月上旬	予算案確定
2月中旬	報道発表

中期財政見通し（平成20年9月暫定値）

本市の中期財政見通しについては、石狩市財政再建計画（第2次改訂案）に基づき、事務事業の再編、整理、統合、廃止などにより、歳入規模に応じた適正な歳出規模の確立が図られることを前提に、健全で安定的な財政運営が持続されていくことを想定しています。

（単位：百万円）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市税、交付税、譲与税、交付金など (減税補てん債、臨時財政対策債を含む)	16,935	17,226	17,137	16,940	16,912	16,913
国・道支出金	2,820	3,136	2,677	2,659	2,609	2,712
市債 (減税補てん債、臨時財政対策債を除く)	1,076	749	887	1,301	843	980
その他	8,537	7,690	7,811	7,523	7,655	7,256
歳入合計 (A)	29,368	28,801	28,512	28,423	28,019	27,861
人件費	4,410	4,324	4,336	4,311	4,425	4,037
うち一般職・特別職	3,938	3,893	3,874	3,874	3,990	3,601
扶助費	2,839	3,013	3,113	3,196	3,292	3,391
公債費	4,066	3,678	3,758	3,474	3,690	3,531
一部事務組合負担金	1,474	1,514	1,940	1,943	1,944	1,935
特別会計繰出金	2,688	2,850	1,555	1,545	1,561	1,579
普通建設事業費	2,387	1,577	1,164	1,557	826	1,158
その他	11,377	11,564	12,646	12,394	12,236	12,198
うち土地開発公社拠出金	-	-	30	30	30	30
歳出合計 (B)	29,241	28,520	28,512	28,420	27,974	27,829
収支 (A) - (B) (C)	127	281	-	3	45	32
累積赤字額	-	-	-	-	-	-

平成21年度 重点施策に関する基本方針

1 平成21年度の基本姿勢

グローバル経済の進展、気候変動、原油の投機的取引といった、地球規模の問題が、今や環境問題、食料を始めとした物資の価格上昇、石油関連製品価格の高騰などの形で、私たちの身近な生活に影響がおよんでいる。

これからの自治体経営は、このような社会情勢をにらみつつ、市民の安全・安心と地域経済の発展という基本的な課題を再認識し、従来の発想にとらわれない戦略・手法で取り組まなければならない。

第2次地方分権改革の骨格が明らかになる平成21年度は、次代の地方自治経営を考える上で重要な年度となることから、自立した責任ある自治体経営を実現するため、政策主導型の予算編成への本格的な転換を図り、さらにこれまでの改革の成果を促進させ、活力あふれる地域づくりに取り組む。

以上の社会情勢を認識しつつ、第4期総合計画及び市長マニフェストに示されたまちづくりの方向性に沿った施策の展開を基本とするとともに、次の今日的なまちづくりの課題に対しても積極的に施策を検討していく。

2 平成21年度重点施策

(1)安全・安心・健康のまちづくり、暮らしづくりの推進

中国四川省、岩手・宮城大地震がもたらした甚大な被害を教訓とし、地震等自然災害に対する防災対策及び、災害等発生時における被害の最小化と人命の迅速な救助体制を整備など市民生活の安全に取り組むとともに、子育て環境の充実や高齢者、障がい者が健康的で安心できるまちづくりを推進する。

(2)地域経済対策の推進

サブプライム問題に端を発する金融不安と米国経済の景気減速に加え、原油・食料高騰による企業収益の悪化と消費の低迷が、地域経済にも影響が及んでいる。

本市は石狩湾新港を抱え600社を超える企業集積がある一方で、中小の地場企業も多数存在していることから、このような景気後退局面の影響を受けやすい状況にある。

健全な企業活動と自治体経営は密接な関係にあることから、現下の経済状況における対策を推進する。

さらに、良質な第一次製品の競争力向上のため、地産地消の取り組みや商工業との連携など販売の量・質両面の充実、石狩ブランドの生産や他業種への波及効果が高い観光の振興に取り組む。

(3)環境に配慮した地域づくりの推進

気候変動による地球環境問題は、本年7月の北海道洞爺湖サミットにより国民の関心が高まり、一人一人の行動が基本であることへの理解が進んだことから、市民、事業者、市がともに手を携え、知恵を出し合って地域でできる環境対策の取り組みを推進する。

(4)地域自治区の振興

厚田・浜益両区は広域分散型で、小規模集落での高齢化率が高くなっていることから、生活インフラの充足について検証しつつ、福祉・医療など安心に係るサービスの充実を図るとともに、子育て世代への養育環境の充実に取り組む。

自主と自立による地域振興は合併時の基本原則であり、3年にわたり住民とともに広範な議論を重ねたことを土台として、将来を見据えた振興策の具体化を図る。

さらに、現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月に失効されることから、国、道における新たな過疎対策の動向を踏まえ、地域住民がこれからも安心して住み続けられる地域づくりについて検討を行う。

3 財源措置について

重点施策については、施策効果、持続性、投資額の適正を十分審議した上で、財源を措置するものとする。